明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働九三）　一

〔告　示〕
○道路に関する件（中部地方整備局一二四～一二六）　一
○道路に関する件（北海道開発局六八）　二

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
税理士登録者関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　六

省　令

○厚生労働省令第九十三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十七条（同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月十三日

厚生労働大臣　小宮山洋子

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第十一中

新潟県	新潟

を

新潟	

に、

富山県	石川県
西空港検疫所の担当区域（名古屋検疫所の担当区域を除く。）	福井県

を

富山県	石川県
西空港検疫所の担当区域（名古屋検疫所の担当区域を除く。）	福井県

に、

滋賀県	京都府
奈良県	和歌山県

を

福井県	滋賀県
当区域を除く。）	京都府
当区域を除く。）	奈良県
	和歌山県（名古屋検疫所の担当区域を除く。）

に、

大阪府（関西空港検疫所の担当区域を除く。）	大阪

を

大阪	

に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。

告　示

○中部地方整備局告示第百二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年六月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月十三日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
三重県南牟婁郡紀宝町井田字駒谷一九六〇番四から同町成川字渡シノ上八二〇番二まで	前	BA	九・〇〇～二五・〇〇メートル 一二・〇〇～一一〇・五〇〇メートル	四・五六五キロメートル
	後	BA	九・〇〇～二五・〇〇メートル 一二・〇〇～一一九・〇〇メートル	四・五六五キロメートル

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○中部地方整備局告示第百二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年六月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月十三日

中部地方整備局長　足立　敏之